

多度津町消防団協力事業所表示制度

地域を火災等の災害から守り、地域の消防防災リーダーとして重要な役割を果たす消防団。

産業構造や就業構造が大きく変化し、活動する消防団員も多度津町では約7割がサラリーマン団員となっています。

このような状況の中、多度津町では消防団員の確保及び活動環境を整備するために「多度津町消防団協力事業所表示制度実施要綱」を策定し、事業所との協力体制を構築して消防団活動に対し事業所の方々から一層のご理解とご協力をいただくことが必要となっています。



○消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への理解と協力を得るために、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献として認め、その証として表示証を交付し、社会的信頼性の向上につなげると同時に、事業所の協力を通じて地域の防災体制が一層充実されることを目的とした制度です。



○協力事業所の認定基準

事業所等に消防関係法令の違反がなく、次のいずれかに該当している場合に、協力事業所として認定することができます。

- 1 従業員が消防団員として1名以上入団している。
- 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
- 3 災害時等に当該事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力を行っている。
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

○協力事業所表示証

- 1 消防団協力事業所として認定された事業所には「消防団協力事業所表示証」を交付すると共に町ホームページ等で事業所名を公表します。
- 2 表示証の交付を受けた事業所は、表示証を社屋に表示できるほか、ホームページ等で広く公表することができるため、社会貢献企業として信頼性の向上につながります。

○申請・推薦方法

事業主申請と推薦の2つの方法があります。

・事業主申請

事業主等が協力事業所として認定を受けようとする場合に、または表示有効期間の満了に伴い、更新を受けようとする場合。

・推薦

推薦できる方は、消防団長・自治会長等の方です。

推薦する場合には、推薦事業所の意向を確認する必要があります。

※多度津町ホームページより申請書等をダウンロードして申請して下さい。